

令和4年度 年度計画

地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター

第4期中期計画	番	令和4年度計画
<p>第2 中期計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。</p>		
<p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮 (1) 政策的医療の推進 岡山県の精神科医療の中核病院として、より治療効果の高い先進的な医療の提供を追求するとともに、24時間365日断らない精神科救急や心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実など、公的病院として求められる医療を推進する。また新たな感染症への対応が必要となったときには、精神疾患を有する感染者の受入れを行うなど、県からの支援要請に積極的に対応する。</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>○政策的医療の推進 政策的医療を推進するため、国・県・市と協力し下記事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岡山県精神科救急医療システム整備事業」・・・関連番号2 ・「子どもの心の診療ネットワーク事業」・・・関連番号6 ・「岡山県発達障害児(者)支援医師研修事業」・・・関連番号7 ・「岡山県難治性精神疾患地域移行促進事業」・・・関連番号9 ・「岡山県依存症対策総合支援事業」・・・関連番号10 ・「岡山県精神科在宅支援(アウトリーチ)事業」・・・関連番号11 ・「身体・精神合併症救急連携事業」・・・関連番号28 ・「地域移行促進センター事業」・・・関連番号26 <p>○常時対応型精神科救急体制 患者の様々な病態に24時間365日迅速に対応する。また入院患者の退院促進、地域定着を図り、常時受け入れ病床を確保する。</p> <p>○医療観察法の高度精神科入院医療機関としての中心的な役割 ・当院が高いクロザリル(注1)治療導入率があることから、県内だけでなく県外からの困難事例を受け入れ、精神症状の改善を行った後に、転院元に返すなど医療観察法の中心的な役割を果たす。</p> <p>・発達障害、トラウマ問題等を抱える治療抵抗性(注2)精神疾患患者に対して多職種チームで心理社会的治療を実践し治療法を確立する。また、入院初期から退院に向けて保護観察所や地域関係機関等と連携を図ることで早期社会復帰を促進する。</p>

	4	<p>○複雑困難で多様化するニーズへの対応 児童・思春期、周産期母子、DV、虐待等の家庭問題、ホームレス、社会的ひきこもり等、他の精神科病院・診療所では対応困難な課題を抱えた事例に対応するため、様々な分野の関係機関と連携し、地域完結型の支援体制の構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罪に問われた精神障害者に対して、岡山モデル（注3）（弁護士会、社会福祉士会）と連携し医療機関としての役割を果たす。 ・性犯罪、DV、ストーカー、その他の犯罪の被害者への医療的な介入の必要がある場合は、岡山県女性相談所や被害者サポートセンターおかやまと連携し対応する。 ・強度行動障害（注4）（予備群を含む）への対応について、岡山市障害者基幹型相談支援センター及び発達障害者支援センターと連携し対応する。
	5	<p>○新型コロナウイルス感染症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内唯一の協力精神科医療機関として、新型コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部の指示のもと、速やかに受け入れを行う。 ・外来患者の中に発熱等があり感染症の疑いがある場合や、医師に感染症の疑いがある場合においても医療を滞らせることがないよう遠隔診療ができる体制を整備する。

<p>(2) 重点的に取り組む医療</p> <p>入院中心から地域生活中心への精神科医療を促進するため、24時間断らない精神科救急など救急・急性期精神科医療体制を確保し、精神疾患を有する患者が地域で安心して生活できるよう関係機関との協力体制を整備、強化する。また、急性期以外の専門的な精神科領域（児童・思春期、発達障害、周産期母子に係る精神科医療、治療抵抗性精神疾患、依存症医療等）においても、県内での拠点としての役割を果たし、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実を図る。</p> <p>災害発生時には、災害拠点精神科病院として、県内の精神科医療の維持に努める。また、県の要請に応じて、災害派遣精神医療チーム（DPAT）として活動し、精神科医療の提供を行うとともに、平時には、県内の精神科医療機関等を対象に災害時の専門的技術研修を開催するなど中心的な役割を果たす。</p>	6	<p>○児童・思春期精神疾患患者への医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・思春期患者においても24時間365日緊急対応がとれるよう児童相談所等行政機関と連携を強化し、体制を整備する。 ・外来部門においては、年齢や発達段階に沿った児童デイケアや治療プログラムを充実させる。また家族に対しても親子間の絆が深まることを目的としたプログラムを積極的に提供し、児童・思春期外来部門の機能を向上させる。 ・入院部門においては、年齢に応じた発達課題や個々の治療目標に対して、本人だけでなく家族も含めた多面的な支援を行える体制を整備する。 ・地域の医療機関や保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行えるよう専門職の人事交流や人材育成を活発にする。 ・医師など医療従事者に対する研修会や、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員に対して講習会を開催し、専門職員の技術向上に寄与する。 ・岡山県内の「子どもの発達支援相談」に心理士を派遣する。 ・子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、適切な情報提供と子どもの心の問題についての普及啓発を図る。
	7	<p>○発達障害者への医療について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人の発達障害者に対して就労に必要な自己の特性を理解するためのプログラムを実施する。また就労後も地域の支援者と連携しながら就労定着を目的とした支援をおこなう。 ・今年度も継続して発達障害について身近に相談できるかかりつけ医等の医療従事者に対し、診療等の知識や技術を習得する内容の研修会を開催する。

8	<p>○周産期母子に係る医療について</p> <p>妊娠期・産後メンタルヘルスについては、産後初期に精神的に不安定化し、急激な悪化が見込まれる場合が多いため、産婦人科や保健師と連携しながら緊急時は即日対応する。あわせて継続して外来でフォローアップを行う。</p>
9	<p>○治療抵抗性精神疾患について</p> <p>・県内のどこに住んでいても、どこの医療機関にかかっても、高度で先進的な医療を受けられるよう、他の精神科病院が修正型電気けいれん療法(mECT)や治療薬クロザピンを導入する際の総合病院との連携の手助けをする。</p>
10	<p>○依存症患者に対する医療</p> <p>・県内の依存症を抱える患者に対して、関係機関と連携しながら、入院、外来、訪問等の機能を活かし、幅広く質の高い依存症治療支援を展開する。</p> <p>また緊急の患者に対応できるよう、空床の管理を徹底する。</p> <p>・コロナ渦における依存症患者の孤独化を防ぐため、ITを活用したミーティングや全国自助組織との繋がり機会を提供する。</p> <p>・「岡山県依存症対策総合支援事業」として、県内の精神科診療所に対し依存症治療支援に関するアンケート調査を実施する。その調査結果をふまえて治療支援の均てん化及び関係機関とのネットワークの向上をさらに強化する。</p>
11	<p>○アウトリーチ支援</p> <p>行政機関と連携しながら、民間病院では対応困難な未治療者や引きこもり等支援が必要であるにもかかわらず届いていないケースのアウトリーチ支援を強化する。</p>

	12	<p>○災害拠点精神科病院</p> <p>災害拠点精神科病院として、総合病院の DMAT 災害拠点病院との連携を強化することで、災害時の協力体制を築くとともに、岡山県DPAT運営協議会と連携を図る。</p>
<p>(3) 県内の精神科医療水準の向上</p> <p>県内の精神科医療水準の向上を図るため、他の医療機関や研究機関と共同して、先進的な精神科医療に係る調査・研究を行うとともに、県内の医療従事者を対象とした研修会開催等により研究成果の普及を行う。また、実習生の受入れや医療従事者への臨床研修を行い、県内の精神科医療従事者の育成に取り組む。</p> <p>また県内の精神科医療提供が十分行きわたっていない地域には、精神科の医療提供体制を充実させるため、必要に応じて他の医療機関に医師等職員を派遣</p>	13	<p>○治験・臨床研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学や他の医療機関との連携を図りながら、臨床データを元に分析・研究を行い、学会等に成果を発表することで精神科医療水準の向上を図る。 ・安全でより有効な精神科医療の発展に寄与するため、統合失調症患者を対象とした新しい精神科治療薬の治験に積極的に参画する。 ・看護の質の向上を図るため、従来の病気や障害による「できないこと」に焦点を当てる従来の方法ではなく、患者の長所や強みを大切にするセルフケア、ストレングス、リカバリーモデルに向けて取り組む。

<p>することや、ICTの利活用による遠隔医療を行うことなどにより、県民がより受診しやすい環境を整備する。</p> <p>また手厚い医療提供体制による入院医療の質の向上や外来・デイケア・訪問支援を充実することで、自殺対策を含むうつ病対策や身体疾患を合併する患者への対応など、「岡山県保健医療計画」や「岡山県障害福祉計画」等に基づく精神科医療を実施する。</p>	14	<p>○研修生・実習生の受入</p> <p>患者が身体的医療を必要とする際にどの医療機関でも受診しやすく、かつ丁寧に対応してもらえるなど県内の精神科医療水準の向上ならびに、優秀な人材の確保を目的として、積極的に研修実習生の受け入れを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期臨床研修医 ・医学部学生 ・看護学生 ・保健師 ・精神保健福祉士 ・作業療法士 ・公認心理師 ・管理栄養士
	15	<p>○医療従事者の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療資源の乏しい地域の医療機関や福祉施設をはじめ、精神科医療を必要とする保健所、教育機関、児童相談所等の行政機関へ職員を派遣する。
	16	<p>○専門知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の精神科医療の質の向上とネットワーク強化のため、医療従事者を対象とした研修会等の開催し、専門知識や研究成果の普及を行う。なお広く研修会を告知するため、当院ホームページを活用する。 <p>【例示】https://www.popmc.jp/</p>
	17	<p>○自殺対策・うつ病対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺リスクのある患者、うつ病等の患者を積極的に受け入れる。併せて自殺の背景として、うつ病等の心の問題のほか、家庭や学校、職場、地域などの社会的要因が複雑に関係することから岡山県と協働し多方面と連携を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県産業保健総合支援センターからの依頼を受け、職場のメンタルヘルスに関する講演を開催する。
<p>(4) 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>地域住民や事業所、企業、他の医療機関等に対して、出前講座の開催などにより積極的に情報を発信することで精神疾患や精神障害者に対する正しい理解を普及・啓発する。</p> <p>またデイケアを中心に地域住民や学生等ボランティアの受け入れや学生の職場体験、地域の行事への職員の参加を通じて、精神疾患を有する患者が地域の中で偏見なく生活できる環境づくりに取り組む。</p>	18	<p>○精神疾患に対する正しい知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患患者が地域の中で偏見なく生活できるよう、地域との交流の機会や学生等のボランティアスタッフの受け入れを積極的に行い、精神疾患への正しい理解を深める。
	19	<p>○地域との交流</p> <p>地域で開催される行事（東古松秋祭り、鹿田夏祭り）への出店や地域・関係機関の福祉事業所などが参加するフリーマーケットを実施し、地域の活動に貢献するとともに、地域住民と病院職員との相互交流を活性させる。</p>

<p>2 患者の尊厳を重視した医療の提供</p> <p>患者中心の医療を常に行うため、職員に求められる行動規範や職業倫理について教育委員会等で検討し、研修を通じて職員に徹底する。</p> <p>また医療情報の開示については、法令の遵守や個人情報保護に配慮した上で、患者や家族への積極的な開示に取り組むとともに、統計データを見える化し、検証可能な形にしていくことで、診療情報の透明化を図る。</p>	20	<p>○患者中心の医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内教育委員会により、患者の権利を尊重した患者中心の医療、安心・安全の医療を提供できる職員の育成を目的とした研修会を開催する。あわせて、子どもの権利擁護についても職員の意識を高める研修会を開催する。 ・治療計画を見える化した資料を用いて、患者にわかりやすい医療を提供する。 ・患者の尊厳を重視するため、権利擁護については、岡山弁護士会と連携しながら無料法律相談を実施する。
	21	<p>○医療情報の開示、統計データの収集</p> <p>全国自治体病院協議会による「医療の質の評価・公表等推進事業」への参加を通じて統計データの見える化と開示を行う。</p> <p>日本病院会 QI プロジェクトに参加し、統計データの収集・検証を行う。</p>
<p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>(1) 医療水準の向上</p> <p>医療提供機能の維持とさらなる医療の質の向上のために必要な医療従事者を確保するとともに、医療ニーズや医療環境の変化を迅速に把握し、柔軟に対応できるよう職員を養成していく。また高度かつ専門的な医療を提供するため、研修内容の充実や専門医、認定医、認定看護師など専門資格取得に向けた支援の拡充により、職員の資質向上を図り、県内の精神科医療水準の向上に寄与する。</p>	22	<p>○大学病院等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患だけでなく、身体疾患を伴う患者については、大学病院等と連携を強化し、診断に基づいて適切な医療の提供を行う。
	23	<p>○医療の質の向上</p> <p>高度かつ専門的な医療を提供するため、日常業務内の実践的な研修だけでなく専門研修へ積極的に参加する。また、院内で専門性に特化した研修会を開催することで知識や技術の均てん化を図る。</p>
	24	<p>○資格取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健指定医及び精神科専門医については、専攻医期間を終えたのち、順次拡充する。 ・「こどものこころ専門医」及び「日本精神科救急学会認定医」の研修施設としての資格を取得する。 ・クリニカルラダー(看護実践能力指標)による人材育成をすすめ、ラダーレベル IV 以上の職員の中から認定看護管理者サードレベル、認定看護師、精神科専門看護師等、専門的資格取得の支援や育成に取り組む。 ・高度かつ専門的な医療を提供するため、精神科専門薬剤師(日本病院薬剤師)の認定を取得する。

<p>(2) 医療安全対策の徹底・検証</p> <p>患者から信頼される良質な医療を提供するため、医療安全管理対策委員会等を開催して、医療安全管理体制の充実を図るとともに、医療安全に関する情報の収集及び分析に努め、医療事故の予防・再発防止策の徹底を行う。</p>	<p>25</p>	<p>○医療安全対策</p> <p>データ分析ソリューションを導入することで、チェック機能やシステム上での医療事故防止対策を強化し、安全で安心な医療の提供に前向きに取り組む風土を育む。また、透明性を高め、事故の度合いに関わらず多くのインシデントレポートを集め、病院をあげて医療安全管理、医療事故防止対策を推進する。</p>
<p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化</p> <p>(1) 地域移行・生活支援のための体制整備</p> <p>入院医療の質の向上を図り、平均在院日数の縮減など他の精神科医療機関の模範となるような退院促進支援に取り組む。また地域移行にとどまらず、精神疾患を有する患者が孤立せず安心して地域で生活を送るために、院内の人員配置をニーズに応じて柔軟に配置するなど、適正な人員配置を行うことで医療・福祉サービスの連携体制の強化を行い、地域生活を中心とした精神科医療への改革を推進する。</p>	<p>26</p>	<p>○地域移行・地域定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全病棟に精神保健福祉士を配置し、入院初期から患者・家族が抱える経済的不安や問題に迅速に対応することで安心して入院治療が受けられる環境整備を推進する。また、退院後も継続して支援が必要な入院患者には、退院後も担当の精神保健福祉士を退院後生活環境相談員とすることで、安心して生活できるよう支援する。 ・入院患者・家族の希望に沿った医療を提供するため、多職種からなる治療チームで行政機関、福祉事業所等と適宜ケア会議を開催する。 ・「相談支援事業所」において相談者の日常生活や社会生活の支援を強化するため、岡山市地域生活支援事業(相談支援)へ申請登録する。あわせて障害支援区分認定調査業務を受託する。 ・「地域移行推進センター事業」において、精神障害者が地域生活を維持できるよう、退院後に地域生活に移行する上で必要な訓練及び援助を体験宿泊を通じて行う。

<p>(2) 地域医療連携の強化</p> <p>他の精神科病院・診療所では対応が困難な患者を積極的に受け入れ、身体疾患を合併する患者に対しては、身体科医療機関との協力体制を強化するなど、紹介、逆紹介を積極的に行うことで、患者の病態や患者ニーズに応じた医療の提供が行えるよう病診・病病連携の強化を図る。</p>	27	<p>○身体疾患を合併する患者の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合病院から身体疾患を合併する患者の受け入れの要請を受けた際は、速やかに入院調整を行う。入院期間中も内科医による診察や医療機器、検査機器の整備を行い、適切な医療の提供ができる体制を整える。 ・当院入院中の患者に身体的医療が必要になった際は、速やかに身体科病院との連携を図る。特に必要な場合は、転院先の病院で看護体制をとる。
<p>(3) 在宅医療充実のための体制整備</p> <p>外来やデイケアなどの通所サービスだけでなく、訪問診療・訪問看護などの在宅医療提供機能をさらに充実し、医療・保健・福祉の関係者のみならず、居宅支援関係者も含め、重層的な連携を強化し、精神疾患を有する患者が、地域で生活するために必要な支援を切れ目なく受けられるよう体制を整備する。</p>	28	<p>○在宅医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の病状や自立度・生活状況に応じ、効果的に在宅医療・障害福祉サービスが提供できるよう医療機関や行政、障害福祉等の関係機関との連携を強化する。あわせて ICT の活用、土日勤務などスタッフの柔軟な働き方を推進し在宅支援部門の体制を強化することで患者の治療継続と地域生活の安定を支援する。
	29	<p>○病院デイケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内外を問わず、患者のニーズに沿った精神科リハビリテーションを提供する。あわせて依存症や ASD・児童の領域においては、専門的なプログラムを実施し、患者の機能回復・獲得につなげる。 ・就労支援機関と積極的に連携を行うことで患者の就労への挑戦をサポートし患者の社会復帰を促進する。
	30	<p>○東古松サント診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の診療所として、他の医療機関からの紹介患者の受け入れを積極的に行う。また、本院と連携することで病状悪化の患者の入院依頼や退院後のフォローをスムーズに行う。 ・地域生活を維持するため、デイケアで心理教育プログラムや他機関からの出前講座などを実施する。

<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>良質で高度な医療の提供、県内の精神科医療水準の向上など、将来にわたり安定的な精神科医療の提供が実現できるよう、地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法を生かし、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、業務運営に関して不断の見直しを行い、長期的な視点に立った持続可能な病院経営を確立する。</p> <p>また、運営費負担金の使途に関しては、透明性を担保し適正な運用を図る。</p> <p>診療報酬の改定の際には分析を行い、組織再編や人員の確保を柔軟に実施し、病院機能に見合った施設基準の取得や請求漏れの防止などを徹底することで収入を確保する。</p>	31	<p>○健全経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療ニーズの変化に柔軟に対応するため、週に1回経営に関わる会議を開催し統計データを提示することで様々な院内の課題を共有し、病院機能の向上を図るとともに、効率的な業務改善・業務運営に取り組む。 ・診療報酬改定等をはじめ、各種制度の変化に迅速に対応し収益の確保に努める。
<p>第10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p> <p>医療提供体制が停滞しないよう、医療の質を担保するために必要な委託契約、施設、機器の整備を即時適切に行う。また、医療水準の向上のため、rTMSなどの先進的な医療技術の導入を検討する。</p>	32	<p>○設備準備、医療機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科電子カルテに特化した「データ分析ソリューション」を導入する。 ・医療の質が低下しないよう、常に整備・点検を行い問題があった箇所は更新することで病院機能の維持に努める。
<p>2 適正な就労環境の整備と人事管理</p> <p>ワークライフバランスに資するよう、また国の働き方改革に従い、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進する。</p> <p>職員の勤務意欲等の一層の向上を図るため、実態に即した公正で客観的な人事評価制度を運用し、職員の業績や資質及び能力を評価して給与に反映させるとともに、人材育成及び人事管理に活用する。</p>	33	<p>○適正な就労環境</p> <p>働きやすい職場環境を整えるため、スマートフォンやICカードを用いた勤怠管理システムを導入し見える化することで過重労働を防止するよう取り組む。</p> <p>また、医師の働き方改革についても対応する。</p>
	34	<p>○人事評価制度、人事育成</p> <p>業績評価と能力評価による人事評価に、看護職員のクリニカルラダーも評価の一部に加えることで、より職員の明確な目標意識をもって働くことができるよう環境を構築する。また、個人の自己研鑽だけでなく組織的な教育支援を行うことで、職員の能力やスキルの開発につながる人事管理を行う。</p>
<p>3 情報管理の徹底</p> <p>個人情報の取扱についての情報管理体制の強化を図るとともに、情報開示については法令に基づき適切に運用する。</p>	35	<p>○個人情報保護</p> <p>個人情報については、保護法に基づき適正に管理するとともに、情報開示についても柔軟に対応する。</p>

<p>4 積立金の使途</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。</p>	<p>36</p>	<p>○積立基金の使途</p> <p>耐用年数を過ぎ、可及的速やかに修繕が必要な箇所については、医療の提供を妨げることなく執行する。</p> <p>先進的な医療機器については、積極的な導入を検討する。</p>
---	-----------	--

(注釈1)クロザピンとは、治療抵抗性統合失調症の治療薬として世界各国で使用されている内服薬

※厚生労働省ホームページより一部抜粋

(注釈2)治療抵抗性とは、薬剤を十分量、十分期間使用しても症状改善が見られないこと

※厚生労働省ホームページより一部抜粋

(注釈3)岡山モデルとは、社会福祉士が弁護士と協働し、罪に問われた障害者・高齢者や少年を支援する仕組み

※冊子「ともに取り組む司法福祉 Ver2」より 一部抜粋

(注釈4)強度行動障害とは、知的障害者、精神障害者の中で重度とされる人

※厚生労働省ホームページより一部抜粋